

平成 25 年 7 月

## 京都市会における議員定数と議員報酬に関する意見書

立命館大学法学部

駒林良則

### はじめに

本意見書は、依頼を受けた京都市会の議員定数及び議員報酬のあり方について考察したものである。しかし、筆者の関心や専門分野の関係から、主として議員報酬に力点を置いたものとなったことを予めお断りしておきたい。

### I 背景的状况

議員定数と議員報酬とのあり方を考える場合の前提として、踏まえておくべき議会の状況を確認しておきたい。

#### 1. 議会をとりまく状況

2011 年の地方自治法改正により地方議会の議員定数の上限が撤廃された。これにより、議会は現在の定数を削減するだけでなく、それを超える定数の設定も可能となったのである。議員定数の上限撤廃は、議会制度の自由度の拡大の一環として位置づけられ、各議会は条例によって各々の議員定数を自由に定めることになった。各議会は、この状況に対してどう対応すべきか議論がなされているところであろう。定数設定について議会にフリーハンドが与えられたことは、議会のあり方を議会自身が真剣に考えるべき好機とみることができよう。

地方議会改革により、各議会は様々な取り組みを行っているが、そのなかでも注目すべきは、議会基本条例の制定がすすんでいることである。議会基本条例の制定は議会改革の進捗具合を示すバロメータであるといえる。京都市会にあっても、基本条例制定に向けてその骨子が公表され、検討が進められている。議会基本条例の目的は、議会が当該自治体においてどういう位置づけであり、どのように活動していくのかといった議会のあり方を住民に提示することにある。そうすると、議会基本条例の制定過程において、京都市会のあり方に関して一定の方向性が示されるべきであり、それをうけてそのあり方にふさわしい議員定数の議論がなされることになる。また、それに関連して報酬額の議論も始められることになると思う。

これまでに制定された議会基本条例の中には、議員定数や議員報酬に関する定めを置くものもあるが、それは、改定の際に考慮すべき事項を示すものや住民意見の聴取といった点が盛り込まれているようである。

ところで、議会のあり方についての議論において近時の注目すべき動向は、自治体の基本構造をめぐる改革論議であろう。特に、2011年1月に総務省より出された「地方自治法抜本改正についての考え方」（以下、「考え方」という）において、二元代表制を前提としつつも、現行の制度とは異なる選択可能な複数の自治体基本構造モデルが提示されたため、大きな注目を集めた。「考え方」に示されたモデルのなかで興味深いのは、議会が執行権限行使に事前に強く関与し執行にも責任をもつという方向性のモデル<sup>1</sup>として示された「議員内閣モデル」と「特別職の兼職許容モデル」であり、いずれも議員の一部が執行機関の一員になる点で共通している。また、これとは異なり、「多人数議会と副議決機関モデル」では、ボランティアの議員が想定されその議会の権限も当初予算や主要な条例を議決することに限定されることになる。このように議会のあり方の違いに起因する自治体基本構造の相違によって、議会の権限や議員の性格も大きく変わること留意すべきであろう。

従って、将来的には、自治体の組織機構のあり方も視野に入れた議会のあり方の議論もなされるべきと思われるが、以下ではとりあえず現行の組織機構を前提に述べることにする。

## 2. 議会改革の動向と議会のあり方

地方議会改革では、議会機能の充実と議会活動の活性化が求められた。議会の機能とは、多様な住民の意見を集約する機能のほか、当該自治体の団体としての意思を決定する機能や執行機関を監視する機能とされる。

このうち、意見集約機能を重視するならば、地域の多様な幅広い住民が議会に参加することが必要であろう。そうすると、多人数の議員により構成される議会となることにつながるものの、多人数議会では逆に意見の集約が困難になるという難点がある。また、団体の意思決定機能を重視するならば、執行機関からの議案に対して単にその賛否を行うことだけでなく議会自らが自治体の政策形成に主導的に関わらねばならない。そうすると、議会はこうした政策形成に知識を有する——従って、そのためには少数の——議員によって構成される議会が望ましいであろう。これに対して、監視機能を重視する場合、執行機関の行う幅広い行政運営への適切なチェックという面からすれば少数の議員で対応するには限界があり、一定の議員数を必要とする。

京都市の場合においては、こうしたいわば理念型としての議会と議員のあり方を考慮しつつも、政令市という大規模自治体の議会のあり方を追求し、それに適合的な議員数及び

---

<sup>1</sup> この方向性を「考え方」では融合型と類型化している。

議員報酬の議論を志向していくこととなろう。

政令市は、市という基礎的自治体としての事務とともに、府県事務の多くを担い、またさらに、圏域の母都市としての役割を担うことが要請されている。こうした政令市における多様で膨大な事務領域について、議会がその活動対象にしなければならないとするならば、議員には専門的知見が求められるとともに、議会総体としての十分な監視能力を有することが求められる。

その結果、こうした機能の充実強化が要請されるのであれば、政令市においては、一定の——しかも相当規模の——議員数を必要とせざるを得ない。さらに、議会改革に並行して議会の権限は強化されており、例えば地方自治法 96 条 2 項の議決事件の追加を活用して、総合計画などを議決事件にしている議会も多い。また、近時導入された指定管理者制度や地方財政健全化法においても、議会の議決は重要な位置づけとなっている。こうした議会権限の強化を実効あるものにするためには、議員が少数ではかなり難しいであろう。

議会改革で近時焦点が当てられたのは、議会と住民の連携の構築という課題である。これには、住民が求めている議会の（有する）情報をどう伝えるかという課題と、住民の意見を議会がどう吸い上げそれをどう活用するか、という課題がある。前者は、議会審議のネットでの公開など、改革も進んでいると思われる。後者は、議会説明会や住民との意見交換会といった手法が注目され、実際にも多くの議会で実施されるようになってきている。いずれにしても、議会が住民としっかりと連携することを目指すものであるが、それによって、住民にも議会に関心を持ってもらい、その実態を認識してもらおう機会となろう。このようにして、議会と住民との関係づくりを行っていくことで住民の議会に対する見方も徐々に好転するであろう。こうした点を踏まえるならば、定数や報酬が決定される際には、議会内における決定プロセスをできるだけ市民に公開する必要があるだろう。言い換えると、住民に対する説明責任が果たされなければ住民の理解を得ることはできない。

## II 京都市会の議員定数について

京都市会の今後のあり方が決まっていない以上、京都市会のあるべき議員定数を検討することは無理があるといわねばならない。地方自治法上議員定数の上限が撤廃されたとはいえ、現在の定数を上回る定数の設定の議論も同様に難しいであろう。従って、現状では、現在の京都市会の議員定数の妥当性とともによっては定数の削減を議論の対象に設定せざるを得ない。

ところで、一般に適正な議員定数を算定する絶対的基準はない。もっとも、このことが定数削減への圧力にもなるであろう。筆者には定数に関する定見はないので、個人的な考えを述べることにする。

議会は、本来住民の意向が反映されたものでなければならない。換言すると、住民の様々

な政治的信条や住民の社会的構成がそこに投射されていることが求められる。そのため、議員として一定の人数を必要とすることは疑いのないところである。また、これと関連して、議員は、住民代表として住民の広汎な意見を集約する機能を有することも重視されねばならない。広範な住民の意向を吸い上げるためにはできるだけ多数の議員がいる方がよいことになる。そうすると、人口規模に比例して議員数が増加することも当然のこととなる。

他方、議会は、団体意思決定機関であるが、その意思決定は主に議決という形で行わなければならないことになっている。議会は合議体でありそれゆえに合意形成を必要とするから、この点を重視すれば、意思決定に関わる人数ができるだけ少なければ少ないほど合意に至りやすいこととなる。つまり、この観点は議員数を減少させる方向に作用することになる。

大規模自治体の議会では、議会活動における委員会中心主義が当然となっている。従って、委員会での審議が重要となり、そのため委員会構成にも住民の多様な意見を反映できる一定の人数が必要となると思われる。この場合、論者によれば、委員会としての討論が成立する人数として一つの常任委員会当たり 6 人から 10 人が想定でき、それに常任委員会数を乗じた議員数が一つの目安になるとする<sup>2</sup>。これを単純に京都市会に適用すれば、京都市会では 5 つの常任委員会がある<sup>3</sup>ので、議員数は 30 人から 50 人となる。しかし、そもそも「常任委員会の委員数×委員会数」という算式は人口規模を無視したものであるし、また、I で述べたように、政令市の特殊性に鑑みれば、この一般論は妥当しないであろう。さらにいえば、政令市議会の選挙が選挙区選挙であることから各々の行政区の代表としての意義を議員が有するので、そうした点を加味することも必要となってくるであろう。

以上のことから、全くの私見でありかつ大雑把な議論であることを承知の上で、京都市会に必要な議員数を考えてみると、常任委員会数 5 に委員数を——政令市であることを最大考慮して——10 名としてこれに乗じて 50 人に、これに京都市が 11 行政区あることによって 11 を加えて 61 名は最低必要な定数といえるのではないだろうか。

ちなみに、他の政令市との比較からすると、同程度の人口規模である神戸市においては京都市と同じ議員定数 69 であり、また福岡市は 62、川崎市は 60 である。これを議員定数一人当たりの人口（平成 22 年国勢調査結果を基に算出）でみると、京都市が 21363 人であり、神戸市が 22380 人、福岡市が 23609 人、川崎市が 23759 人となっている。筆者は、政治学専攻ではないので、政令市で人口 150 万人足らずの場合において、議員定数一人当たりの人口がどのくらいであれば妥当なのかは判断できないのであるが、一般にはより少ない方が望ましいと思われる。従って、京都市の場合、同規模政令市との比較からすると望ましい状況といえる。

<sup>2</sup> 江藤俊昭『地方議会改革』（学陽書房、2011 年）197 頁。

<sup>3</sup> ちなみに神戸市会の常任委員会数は 6 である。同規模の政令市議会の常任委員会数も 5 つ前後である。

ところで、地方議会の議員定数の議論は、議事運営の効率性とともにより特に財政状況を考慮して削減する方向に傾きがちである。こうした側面は確かに考慮すべきではあるが、それのみによって安易に削減すべきではない。なぜなら、この側面からすると際限なく削減する方向になる危険性がある。

### Ⅲ京都市会の議員報酬額について

#### 1. 議員報酬額決定の考慮事項

議員報酬額の妥当性の絶対的基準はないので、多くの検討すべき要素を考慮したうえで、算定されねばならない。議論の観点としては、A議員報酬のあり方の議論と、B京都市会の議員としての報酬額の妥当性の議論であろう。前者については、議員の性格論（非常勤職としての位置付け）から議員報酬が本来どうあるべきかが検討されねばならない。後者については、過去の市会での議論、議会費予算との関係、議員活動の量的把握、他の政令市議員の報酬額との比較、市長の報酬との比較、などが挙げられる。

地方議員は、正規の議会活動及びそれに関連する活動のみがその職責ではなく、住民代表として広く住民と接し、その意見を集約する役割がある。もっとも、そのなかには、純粋に政党としての活動の側面をもつ場合があることも考慮すべきであるが、そうした議員活動の広範さも報酬のあり方を考えるときには考慮されねばならない。

#### A議員報酬のあり方

##### (1) 地方議員の法的地位の不明確性

議員報酬について考察する際の前提として、議員の法的性格を考察することが必要と思われる。

まず、報酬というのは、一般に役務の提供に対する対価とされている。議員については、一般の非常勤職とは別に地方自治法 203 条 1 項により議員報酬とされているが、報酬としての基本的性格には変わりがないともいえる。ところで、地方自治法にいう報酬は、特別職の非常勤職を念頭に置いて制度化されたものである。非常勤であることは副職性（＝兼業可能）を前提としている。つまり、議員は首長と異なり常勤職（常勤職は 204 条で給与と手当を支給される）ではないので、兼業が認められているのである。その点で生活給の性格を持つ給与と議員報酬は異なるものといえる。また、非常勤職に妥当する費用弁償も制度上——費用弁償を廃止した議会も多いが——議員に認められている。このような点から、議員を旧来の名誉職であると性格づけることも否定できないように思われる。

しかし、常勤職に本来認められるはずの期末手当の支給が議員にも認められているため、副職性は相対化しているといわざるを得ない。要するに、議員に対する地方自治法の処遇

面から議員の法的性格を確定することは難しいといわねばならない。

## (2)大都市議会議員の法的地位について

上に述べたように、地方議員の性格は、議員報酬に関する法改正がなされても明確になったわけではない。

ところで、政令市の議会は、政令市という府県の役割をも併せ持つ自治体の議会として、広範な行政領域に対応する監視機能等の議会権限を行使しなければならず、その審議事項もまた多様かつ広範囲にならざるをえない。従って、政令市の議会の議員にあつては、議会活動のみならず調査・研究活動にもかなりの時間を費やさねばならないであろう。さらにいえば、政令市議会は相当数の議員をかかえ、党派的にも多様であることが多く、議会運営を円滑化するための種々のレベルでの意見調整を行う必要がある。そうしたことから、専門的に職務を遂行しないとその職責を果たせないといえる。要するに、政令市議会の議員については、非常勤職の議論が妥当しないといえる。

以上のことを考慮すると、政令市の議員は、他に生業があつてもそれに従事することが事実上困難であることがほとんどであるといえる。このような政令市議員の実態を踏まえると、政令市の議員を国会議員に近似したいわゆる「公選職」として位置づけることも考えられる。この「公選職」という考えでは、議員活動に対する公費支給について、単なる役務提供に対する対価だけではなく、その職務の広範性に鑑みて他の経費をすべて含めた地方歳費が構想されている<sup>4</sup>。政令市議会議員に対して「公選職」として位置づけることは、筆者は今後のあり方として肯定的に考えてはいるものの、かかる位置づけが地方議員の処遇に関する制度全般の大きな改正となりまた一般の市町村議会議員と相違することの理由を示す必要があるので、自治体独自の判断ではなく、法令の根拠を要する。

## B京都市議会議員の報酬額の妥当性検討のためのアンケート調査の実施

### (1)議員及び市長に対する活動実態アンケート調査の趣旨

議員の月額報酬額の妥当性を検討するにあたって参考となるのは、当該自治体首長の給料月額との比較や同規模の自治体（従って、京都市会の場合は政令市のなかでも旧五大市）の議会の議員報酬額との比較であろう。このうち、同じ自治体の首長即ち京都市の場合は京都市長の給料月額との比較が重要であると思われる。京都市議会議員の報酬月額と京都市長の給料月額を比較する際の基準として、議員活動のなかで報酬支給に対応する活動時間数、言い換えると、公的支援が可能な時間数を把握し、これと市長の公務遂行のための時間数と比較してその比率を出すことが有益であろう。

議員活動のうちの公的支援が可能な時間数と市長の公務遂行時間数を比較するとしても、その活動には質的な違いがあるので、単純な比較の議論はできないことはいうまでもない

<sup>4</sup>「公選職」については、都道府県議会制度研究会『自治体議会議員の新たな位置づけ』（平成19年）13頁以下を参照。

だろう。しかし、そうした違いは、もとより二代表制の下での議会と首長の役割の違いに起因するものであるから、かかる違いを前提にしたうえで、各々に求められている任務遂行における時間数を比較することはなお有益な比較方法であると思料される。

ところで、議長と副議長が一般議員とは異なり、その役職上加算された報酬額を受けているので、その職務のための時間数について把握することで、加算額の妥当性もある程度検証できるのではないかと考え、議長及び副議長の職務時間数についてもアンケートで調査することとした。

## (2)アンケート調査の概要

上記の目的のため、京都市議員に対しては「京都市議員活動実態アンケート調査」を実施し、また京都市長には公務遂行時間数についての調査を依頼した。具体的にいうと、前者は、市会改革推進委員会委員20人を調査対象として、平成25年3月及び4月の活動実態について、各日毎の3時間単位で議員活動分類表に基づき記入してもらった。議員活動分類表は、三重県議会の「議員報酬等に関する在り方調査会」が三重県議会議員に対して議員活動調査をした際に報酬対象とすべき活動か否かの基準とされたものを参考にして、議員活動を21項目<sup>5</sup>に分類したものである。3月及び4月は年度末と年度初めではあるが、定例会がある月とそうでない月となっており年間では標準的な二月といえる。また、調査対象は市会議員全員ではないものの、市会改革推進委員会は各会派から構成され同委員会委員も市会全体の議員構成にほぼ一致していると考えられることから、サンプルとして妥当であると思われる。

後者の市長への調査も、平成25年3月及び4月の市長公務に係る時間数を各日毎で調査票に記入してもらう形で実施した。

併せて、正副議長には平成25年3月及び4月における正副議長の職務時間数を各日毎に調査した。

以上のアンケート調査の詳細については別添のとおりである。各種アンケート調査にご協力いただいた関係各位には厚く御礼申し上げますとともに、アンケートの実施には京都市会事務局の尽力がなければできなかった。記して謝意を表しておきたい。

## (3)調査結果と若干の分析

### (a)調査結果

市会改革推進委員会の委員20人に対して実施した「京都市議員活動実態アンケート調査」によって算出された公的支援対象の活動時間数は、平成25年3月及び4月を合計すると、11422.5時間であった。従って、議員一人当たりの活動時間は月平均で285.56時間となった。ちなみに、これをベースにして議員一年間の活動時間を算出すると、285.56×

---

<sup>5</sup> 項目のなかには公的支援対象となるか否かについて微妙な場合、例えば公的行事やイベントへの参加は、市長の公務遂行時間においても問題になるが、市長の場合はこれを含めているため、議員においても同様の扱いとした。

12=3426.72 時間となる。

次に、市長の同二月分の公務遂行時間数は 745 時間であり、従って、月平均では 372.5 時間となった。上記から、議員と市長の公務時間の比較では、市長を 1 としたとき議員は 0.77 (四捨五入) となる。

正副議長の二月分の公務遂行時間は、議長が 129.7 時間、副議長が 47.5 時間であった。従って、月平均では、議長が 64.85 時間、副議長が 23.75 時間となった。この結果、議員の公務時間に対する正副議長の当該職務のための時間の割合は、議長は 0.23 (23%)、副議長 0.08 (8%) となった。

公的支援対象の活動時間のうち、明確に政務活動費の支給対象になる活動は、議員又は会派が開催する報告会等、地域課題の調査のための現地調査や会合、さらには陳情や要望（団体等から受けるもののほか要望及び陳情活動も含む）などである（議員活動分類表の分類項目の 8～13 に該当）。これについては、議員一人当たり月平均 25.04 時間<sup>6</sup>となった。

#### (b) 若干の分析

議員の実態アンケートと市長のアンケートから議員と市長の公務時間の単純な比較では、議員は市長の 77% であるとの結果が得られた。ところで、現在の京都市長の給料月額、1112000 円（減額措置による<sup>7</sup>）であり、市会議員の報酬月額は、864000 円である。即ち、給料月額と報酬月額の比較では、市長を 1 とすると議員は、0.78 となる。上記の公務時間の比較では市長 1 に対して 0.77 であるので、公務時間数からみた市会議員の報酬額は、市長との比較において妥当な水準であるといえる。

正副議長の役職加算額については、議長が 144000 円、副議長は 63000 円で、各々 16.7% と 7.3% の加算率となる。アンケート結果によると、議長役職の公務時間の増加分は 23% であり、副議長のそれは 8% である。この結果、議長の加算額は時間数比較からすると少ない額であるが、副議長の加算額はほぼ妥当といえる。

ところで、上記(a)で、活動調査から議員一人の一年間の活動時間を 3426.72 時間としたが、これは単純に月平均の公務時間数を 12 倍したものである。これは実際の一年間の活動時間であると推量することは難しいかと思われる。例えば、8 月や年末年始といった通常の月とは異なる活動になると予想される時期を考慮していないからである。しかし、そうした問題を踏まえたうえでも、上記の三重県議会議員の活動調査における年間（平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月）の公務支援対象の活動時間（活動内容次第で対象になる場合を含む）が平均で 3150 時間であり、——三重県議会は都道府県議会でも活発な議会といわれている——上記の問題を考慮しても、それを上回る活動時間数であることが認められる。

これに関連して、上記の議員の公務時間に関するアンケート調査からは、21 時から 24

<sup>6</sup> 調査対象 20 人の二月分の政務活動費対象時間数は総計で 1001.5 時間であった。

<sup>7</sup> 以下の金額はすべて減額措置後のものである。



時においても、月平均 27.15 時間<sup>8</sup>を公務時間に費やしていることがわかった。こうした議員の活動実態についても市民に知ってもらう必要があるのではないか。

## 2. 議員報酬額の具体的妥当性に関して

以上のアンケート調査は、現行の議員報酬額の市長給料額との比較から算出した場合における報酬金額の妥当性の議論のためのものであって、このことから現行の議員報酬額そのものの妥当性ないしは適切性が承認されるわけではない。しかしながら、金額の絶対的基準が見いだせるわけではなく、相対的観点で議論せざるを得ない。これについては、1. で述べた考慮事項が参考になるが、そのうちでも重要な観点としては、同規模の政令市における報酬額との比較であろう。

近傍では神戸市が比較対象として適当である。神戸市は、議員定数が 69 人で議員報酬月額額は 930000 円である。自治体予算の規模に違いがあるかと思われるが、平成 24 年度議会費当初予算に占める議員報酬（期末手当含む）の割合は神戸市では 49.3%であるのに対して、京都市では 44.1%である。なお、この数字は、旧五大市のうち名古屋市を除く四市のなかでも最低の割合となっている。また、同じ程度の人口規模である福岡市においては、議員定数は 62 で、議員報酬は 880000 円となっており、議会費予算に占める議員報酬の割合は 45.7%となっている。

以上のように、京都市会議員の報酬月額額は、二元代表制の一方である京都市長の給与月額との比較ではその公務時間数との比率からみて妥当であるといえるし、同規模政令市議会の議員報酬額との比較でも高くはない。

次に、明確に政務活動費の対象となる時間数は、上記のように 25.04 時間であったが、これは公的支援対象の活動時間の 8.8%に相当する。この時間数の部分が政務活動費の支給対象でもあるので、議員報酬と政務活動費の二重支給とみてその分を議員報酬から減額すべきとの考えもあろう。しかし、政務活動費の支給対象の活動であるとしても、年間の政務活動費の支給限度額を超えた場合は支給されないことなどから、二重支給であるとの批判は否定できないものの、明確な減額の根拠となるかは疑問である。

これに対して、市の財政状況を勘案して、いわゆる政治的判断として議員報酬を減額することはありうることであろう。しかしすでに減額措置がなされているので、この点も考慮されねばならない。仮に、議員報酬を今後さらに削減することを検討せねばならないとすれば、筆者の個人的意見では、報酬月額額の削減を図るのではなく、期末手当の削減や見直しになるかと思う。既に述べたように、期末手当は生活給とみることができ、議員は法制度上副職が認められている。政令市議会の議員が事実上他の生業を営むことができないことは認められるものの、制度上はそれが可能である以上、期末手当の支給については常

---

<sup>8</sup> 二月分の 21 時から 24 時までの 20 人の公務時間の総計は 1086 時間であり、月平均で 27.15 時間となる。

勤職との違いを考慮して再考する余地があると思われる。

#### IVまとめにかえて

議員定数及び議員報酬額の削減を求める住民の声は相変わらず強いものがある。この削減の圧力は、議会不信に依るところが大きいように思われる。議会不信は、一部議員の不祥事への批判もあろうが、そもそも議会がどんな活動をしているのかわからない、という議会活動への無関心と活動の不透明さに対する批判であるということが出来る。従って、議会はその活動全体に対する一層の透明化を図らねばならない。

筆者に求められたのは、議員定数と議員報酬についての見解であったが、議員報酬の問題は、政務活動費や費用弁償等を含めた議員の処遇全体の考察のなかで本来議論すべきではないかと思う。つまり、議会が住民からの批判をうけたのは、議員報酬の問題だけでなく、費用弁償や政務活動費の問題を含む議員の処遇全体であった。政務活動費も市民からみれば議員報酬に近いものと映る。その適正な執行はいうまでもないが、さらに調査した成果を公開し住民に還元することが求められる。

実施した議員活動の実態の調査は、議員活動の現状に見合う処遇であるかどうかを判断するための一つの資料として扱われるべきものであろう。無論、議員活動だけで処遇が決まるわけでもなく、最終的には議会活動全般——その活動の質的低調さが問題視されているが——と議員処遇が釣り合っているかであろう。議会活動全般の活性化は、議会改革の進展のなかで、政策形成機能の充実特に政策に関する議員提案条例の増加にみられるように、徐々に展開されつつある。議会活動の活性化に本気に取り組むためには、従来の定例会制では困難なように思われる。つまり、議会は恒常的に活動しなければならないのである。特に、政令市議会では恒常的活動が不可避であろう。恒常的活動を担保するためには、議員に一定額の報酬が必要である。こうして議会が通年制に移行することで、議員報酬に関しても住民の納得が得られやすいものとなるだろう。

**京都市会議員活動実態アンケート調査（資料１）**

- 1 調査対象者  
市会改革推進委員会委員（２０名）
- 2 調査対象期間  
平成２５年３月及び４月の終日
- 3 調査方法
  - (1) 各月の活動内容を、時間帯（３時間単位）ごとに、議員活動分類表から１つを選択して、該当数字を記入する。
  - (2) 同じ時間帯に複数の活動がある場合は、所要時間や重要度から総合的に判断して、主なもの１つを記入する。
  - (3) 所要時間には、そのために要した移動時間も含める。
  - (4) 「15 14以外の行事」、「18 会派活動」、「21 その他」を選択する場合は、「備考」欄にその内容を記入する。また、その日の活動内容について、特記すべき事項がある場合も、「備考」欄に記入する。

**京都市長の公務遂行時間に関する調査（資料２）**

- 1 調査対象期間  
平成２５年３月及び４月
- 2 調査方法
  - (1) 調査対象期間の全ての日について、公務遂行時間（※）の合計を、「○：○○」と記入する。  
※公務遂行時間  
自宅を出発してから、自宅に戻るまでの時間（移動のために要した時間を含む。）
  - (2) 「公務内容」の欄には、主なものを挙げる。
  - (3) 全く公務のない日には、「公務時間数」の各欄に「×」を記入する。

**京都市会正副議長の公務遂行時間に関する調査（資料３）**

- 1 調査対象期間  
平成２５年３月及び４月
- 2 調査方法
  - (1) 調査対象期間の全ての日について、公務遂行時間（※）の合計を、「○：○○」と記入する。  
※公務遂行時間  
正副議長としての用務に従事した時間で、移動のために要した時間を含み、公務が中断された時間（議員個人としての用務や私的な用務等）を除く。
  - (2) 全く公務のない日には、「公務時間数」の各欄に「×」を記入する。

## 議員活動分類表

項目		内容
1	本会議	
2	委員会	常任委員会，特別委員会，市会運営委員会
3	条例，会議規則に基づく会議	理事会，全員協議会，各派世話人会，市会改革推進委員会
4	議員派遣	
5	1～3以外の議会における会議	議会基本条例検討部会，理事懇談会
6	議会選出の公職としての用務	監査委員，都市計画審議会委員等の各種審議会委員として用務（議会費以外から報酬が支出されるもの）
7	議会活動に付随する用務	質疑・質問の準備，議案精読，文献・資料調査などで，主に1人で行うもの
8	報告会，座談会	議員又は会派が住民の意見を聴き取るために開催するもの
9	現地調査，視察	議員又は会派が市政（地域）課題の把握や解決のために現地・現場へ出向いて行うもの（市内外を問わない）
10	会合，聴取	議員又は会派が市政（地域）課題の情報収集のために市など関係者から説明を受けたり，意見交換を行うもの
11	陳情，要望	議員又は会派が地域や団体の要望等を相手方から受けるもの
12	陳情，要望（2）	議員又は会派が要請，陳情活動を行うもの
13	研修，講演会	議員又は会派として研修，講演会，勉強会へ参加するもの
14	公的行事	式典，総会，イベント等で京都市等が主催又は共催するもの
15	14以外の行事	式典，総会，イベント等で各種団体が主催するもの
16	政党活動	所属政党の党員として行う諸活動であって，他に該当しないもの
17	後援会活動	議員個人の後援会が行う諸活動であって，他に該当しないもの
18	会派活動	所属会派の構成員として行う諸活動であって，他に該当しないもの（会派議員会を含む）
19	選挙運動	自己の選挙運動のほか，各種選挙での他の候補者の応援も含む
20	私的活動	休養（睡眠を含む。），兼業業務，家族との時間，趣味の時間など他に該当しないもの
21	その他	



市長の公務遂行時間に関する調査票

		平成25年3月	※4月についても同様の様式により調査
日	曜日	公務時間数	公務内容
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		

## 正副議長の公務遂行時間に関する調査票

平成25年3月			平成25年4月		
日	曜日	公務時間数	日	曜日	公務時間数
1	金		1	月	
2	土		2	火	
3	日		3	水	
4	月		4	木	
5	火		5	金	
6	水		6	土	
7	木		7	日	
8	金		8	月	
9	土		9	火	
10	日		10	水	
11	月		11	木	
12	火		12	金	
13	水		13	土	
14	木		14	日	
15	金		15	月	
16	土		16	火	
17	日		17	水	
18	月		18	木	
19	火		19	金	
20	水		20	土	
21	木		21	日	
22	金		22	月	
23	土		23	火	
24	日		24	水	
25	月		25	木	
26	火		26	金	
27	水		27	土	
28	木		28	日	
29	金		29	月	
30	土		30	火	
31	日				